

東久留米市常備消防に関する事務を東京都に委託することの
是非及びそれに伴う諸課題について（答申）

平成17年5月

東久留米市消防委員会

一 目 次 一

答 申

歴 史 的 経 過

現 状

委 員 会 の 検 討

各 委 員 か ら の 意 見

結 審

付 帯 意 見

是 非 に 伴 う 諸 課 題

お わ り に

参 考 資 料

資 料 1

資 料 2

諮 問 書

諮 問 理 由 説 明 書



17東久消委発第5号
平成17年5月30日

東久留米市長
野崎重弥殿

東久留米市消防委員会
委員長 桜木善



東久留米市常備消防に関する事務を東京都に委託することの
是非及びそれに伴う諸課題について（答申）

平成16年5月20日付16東久消本総発第14号をもって諮問された、標
記の件について、別紙のとおり答申いたします。

答 申

【歴史的経過】

東久留米市の消防は、昭和23年の消防組織法施行以来、市町村消防の原則に基づいて消防体制の充実・強化が図られ、昭和35年8月久留米町消防団常備部を発足、昭和39年に救急車を配置し、救急業務を開始した。

昭和45年4月、久留米町消防本部、久留米消防署を設置。同年10月1日、市制施行に伴い東久留米市消防本部、東久留米消防署と改称し組織や施設の整備拡充が図られた。当時としては、全国の中小消防本部の中でも、先駆的役割を果たしてきたのも事実である。

しかし、昭和47年10月のオイル・ショックを契機に、それ以降、消防体制の現状維持にも苦慮する状況が続いてきた。

消防本部発足時は職員55人（人口73,873人、23,676世帯）で、昭和56年（人口106,869人、35,072世帯）に118人に改正後、現在に至るまでの24年間、週40時間勤務の導入をはじめ、社会情勢の著しい変化にもかかわらず消防職員の増員は皆無であった。

この間、人口で6.6%、世帯で34.2%の増、救急の出場件数は2千件から4千件へと倍増している。

特に、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓とした震災対応、また、地下鉄サリン事件を契機とした、いわゆるNBC災害（化学、原子力、生物災害）、平成13年の米国同時多発テロ、そして、昨年台風を起因とする全国各地の風水害被害、新潟の中越地震以降は、従来の消防の任務の性格に新たな局面を向かえ、全国の消防本部は精力的に充実・強化策を推進してきている。

反面、当市においては、一例をとっても、残念ながら前沢と新川両出張所の消防車両が1台ずつ減車、2隊の部隊運用が事実上休止され、消防力が低下している状況にある。

中小消防本部のアキレス腱は、財政と人事にあるといっても過言ではない。財政が不十分であることが、消防力充実の弊害であったり、消防職員の勤務条件の改善を妨げる原因ともなる。

消防の部隊活動が個人プレーではなく、集団によって遂行されることから、特に人事問題は、自治体消防論の大きな論拠の一つであり、これを解決しない限り、消防の基盤は確立されない。

【現 状】

市は、消防施設や人員を活用して、管轄地域における消防を十分に果たすべき責任を有しており、消防に必要な施設及び人員は、国の整備指針に準拠し、

市街地の人口、都市構造、中高層建築物の状況、危険物施設の数、過去の災害発生状況等を考慮しながら、市が自らの責任において決定すべきものである。

しかし、地方公共団体総体の予算と消防投資のバランスを如何すべきかは、大きな課題であり、単独でそれらの整備を図るとすると、地方公共団体の財政力によって差異が生じ、地域間格差が拡大することになる。

近年、道路、交通、通信網が発達し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されている現状を鑑み、全国的に見ても、効率的且つ合理的手段として、消防の広域再編が進んでいる。

消防組織法では、市町村消防が原則である。この原則を崩さずに消防責任を果たすためには、共同処理方式としての一部事務組合や事務委託等の制度があるのも実情である。

平成16年4月1日現在、国内における常備消防機関の現状は、消防本部が886本部、消防署が1,699署、出張所が3,207所、消防職員は15万5,524人となっている。

前年と比較すると、市町村合併と広域再編が進められたことにより、8本部が減少し、消防署は3署、消防職員は508人増加している。

また、広域化の状況は、組合によるものが459本部で、構成市町村数は、2,182市町村（301市、1,517町、364村）である。

事務委託市町村数は195市町村（26市、132町、37村）に達している。さらに、平成6年以降、市町村合併により、22本部が9本部に再編されている。

埼玉県においては、小規模消防本部では大災害等への対応が難しいことから県内に38ある消防本部を、4ブロック程度に集約するための研究会を今年中に発足させるとの情報もある。

これにより、人員や指揮系統の集約、救急車両の効率的運用、単独では容易でない高度資機材の調達等を目指し、充実・強化策の推進を図ることが目的である。

東京都の多摩地域においては、急速に市街地化が進み、行政需要が著しく増え、市町村が独自に消防責任を果たすよりも、一体的に処理することが消防行政上望ましいと考えられ、昭和35年から昭和50年までに東久留米市と稲城市を除き、5回にわたり事務が委託された。

（別添・参考資料）

【委員会の検討】

平成16年5月20日、市長から当委員会に対し標記の諮問を受け、以後、平成17年5月末まで、11万有余市民の“安全・安心をどう確保するか”を

大前提に、東久留米市の消防体制の現状分析や将来展望を模索し、市単独消防か、都への事務委託かを、12回にわたり慎重審議してきた。

当然なことながら、諮問書に添付されていた、〈1〉「東久留米市消防体制のあり方について」の報告書（平成15年2月・東久留米市消防体制検討委員会）
〈2〉「新時代にふさわしい常備消防体制のあり方研究会」最終報告（平成14年12月・総務省消防庁）
〈3〉「東久留米市からの質問に対する回答」について（平成15年8月・東京都総務局総合防災部）の三資料はもとより、新たな資料や視察をも含め、多方面から検証を重ねた。

「災害は忘れたころにやってくる」の諺のとおり、突発的な形で我々を襲い、計り知れない災禍をもたらす危険性を常に秘めている。

消防機関は「常に不測を読み、突発に備えなければならない」が、住民の防災対策に対する見方は、本来的には強いにもかかわらず、平常時には潜在化し強く主張されることが少ないように思える。

しかし、ひとたび災害が発生すると、行政の防災対策に対する不備が指摘され、その充実・強化の要請が顕在化される。

火災や救急事象と異なり、台風や地震などの自然災害は、人間の操作可能性こそ少ないが、災害が発生する以上、そこには被災基盤が存在しその防備を怠り、災禍を拡大させれば、多かれ少なかれ人災としての性格を帯びてくることを見据えなければならない。

現状維持でも160人前後の消防職員が必要である。40人強の増員が、東久留米市として可能かどうか精査されなければならないが、都へ委託の場合には、その差の員数分（40人前後の増員）は、事務委託費及び都費をもって賄われることも十分に視野に入れ、考慮すべきであろう。

そこで、委員会での集約をするにあたり、委員個々の意見開陳を求めた。

【各委員からの意見】

1. 厳しい財政状況は背景にあったと思うが、社会情勢の変化に対応した装備、施設、人員等整備の積極的發展策をとってこなかった。
結果、庁舎の老朽化、装備の更新、人員配置等課題が山積している。
また、大災害において単独消防の限界を感じる。やはり、市民の安全・安心を図っていくことから、国の基準に沿った消防力の充実・強化策を推進していかなければならず、委託すべきである。
2. 委員会に提示された「消防体制の課題の認識と実現方策及び東京都への事務委託市の状況について」等を分析、また財政面の判断、緊急対応として環境面整備を考慮し、委託が当然と思う。

3. 当市の消防行政がここに立ち至った消防体制の状況を、再度市長部局、署員側とも主体性を持ち振り返りを行うことが肝要。市の防災対策もしかりである。職員の高齢化、救急、NBC、防災の問題一つとっても委託したからといってすべてバラ色とは言えないが、中・長期的展望に立てば委託すべきである。
4. 11万余市民の安全・安心をいかにして確保していくか、地震や風水害、大規模災害そして特異な災害に対しては、単独の消防力のみでは自ずと限界がある。現行の市単独消防か共同処理方式としての東京都への事務委託かは、客観的且つ合理的判断として、当市の常備消防は東京都に委託すべきである。
5. 地域に密着した形での単独消防の良さは充分認識するものの、職員層の問題、部隊編成、救急対応等考慮し、委託すべきと考える。
6. 消防団と一体となった活動、救急活動等きめ細やかな対応は評価するが、消防行政というのは、市民の生命、身体、財産の安全を図ることが第一の仕事である。これを図っていくためには、装備、資機材、これを使う人材である。これは組織が強く、充実・強化された体制でなければと考える。確かに、財政面等一時的に課題も出てくるが、将来を展望して事務委託すべきであると考ええる。
7. 財政面、設備等諸々の点から委託をどうするか考えなければならない。今日まで、長期にわたり消防費基準財政需要額を消防に生かしてこなかった。そのつけが様々な面での不備に現出してきている。よりきめ細やかな対応ができるのは、自治体消防だと思っており、今後は「整備計画」をまとめ、市民対応ができるよう推進すべきだ。また今まで消防に投入してこなかった消防費基準財政需要額を再考のうえ、消防体制を構築しながら、自治体消防を続行していくべきと考える。
8. 消防は、東久留米市民11万有余の安全・安心を守ることが大前提である。昭和52年に自治体消防で行くと決定してから、時代変化（特異災害、住宅事情）が顕著だったにもかかわらず、消防は今日まで、極論だが資機材の更新くらいで済ましてきた。やはり東京都の中でこのような災害対応をすべきと思うものであり、委託すべきと考える。

【結審】

以上、各委員の意見開陳を集約し、当消防委員会としては「小回りが効き、きめ細やかな消防運営ができる市単独消防の存続」との少数意見もあったが、将来的展望に立てば、消防事務を統一処理し、消防力の充実・強化を図ることが11万有余市民の安全・安心を確保できると思慮し・・・・・・・・

『東久留米市の常備消防は、東京都に事務委託すべきが適当である』と結審した。

ただし、今後、市において「都への事務委託」か「市の単独消防」かを、最終決定するであろうが、市単独消防の存続を選択する場合は、消防施設・消防車両・人員・救急体制・資機材・装備等々、国の整備指針に準拠し、着実に消防体制の充実・強化策を推進されるよう最大限努力されたい。

さらに、国が消防費の基準財政需要額を一定の手法により積算し、普通地方交付税として市に交付している現状に鑑み、東久留米市の消防力が妥当な水準に達するまでは、これに財源投入すべきであろう。

【付帯意見】

1. 消防水利と非常備消防の消防団については、今までの消防署事務から各市の現状に照らし合わせ、市の事務として執行していくこととなる。
あわせて国民保護法との関連から、喫緊に、市の危機管理体制を確立していくことを要請する。
2. 当市は現在極めて厳しい財政状況下にある。しかし、これまでの消防費基準財政需要額と都調整交付金に対し、消防関連の予算は低く押さえられてきた。
市民の生命、財産を守るとの目的に照らし合わせ、本来必要な整備、体制が図られてこなかった。今後、消防事務委託を進める際、施設整備等で一時的に財政負担増が予想されることから懸念な努力を傾注すべきである。
3. 当委員会としては市民、職員への公聴会を特別行わなかったが、市民、職員への対応について、〈1〉平成15年に提出された「消防体制のあり方」にも記述があるが、市民への情報公開といった点からも、市として委託の是非を意思決定する段階で、市民に周知徹底を図るべきと思料する。〈2〉また、その検討動向を消防職員が注意深くいわば固唾を飲んで見守ってきたと思う。労務管理、処遇面等現状では東京都からの回答で推量するしかないが、市当局として鋭意検討し、一定のヒアリングを実施するなどの配

慮が肝要である。

【是非に伴う諸課題】

1. 消防力が昭和56年以降現在まで人員、施設、装備の充実が停滞している 昭和56年以降職員の増員がなされず、週40時間勤務制が実施されたことにより、新川、前沢両出張所のポンプ車の運用が不可能となった。全国的には阪神・淡路大震災を教訓とし人員、装備の充実を図ってきた中、財政面を理由として人員装備の整備が遅れたこと。また、災害活動拠点である新川、前沢両出張所の耐震化も実施できない現状にある。
2. 消防力の強化を図るためには財政負担が大きい 消防本部、消防署機能の充実や、現状の保有車両の運用を図るには、原則160人前後の職員が必要であり、市の財政状況から見て40人以上の職員の増員は大変厳しい状況にある。また各種災害事象に対応するための近代装備を確保するにもかなりの経費負担が生じる。
事務委託をすることとしても、一時的財政負担(本庁舎の増改築、両出張所の耐震工事若しくは建替え、署長公舎の建設等々)が考えられる。
3. 消防力の指針に沿った人員、施設、装備を整備するには市の財政力から困難である 事務委託をすることにより大方の解決を見ることができ、委託費を東京都へ納付することにより長期的に見れば消防を維持するランニングコスト面で得策である。
4. 自治体消防の抱える問題の一つである人事の停滞が解消される 昇任、昇格はもとより、複雑多様化する消防行政に的確に対応するため、人材の不足は小規模消防本部では否めない。特異火災への対応と、それに伴う原因究明の研究や知識の習得に関し、人材の育成と確保が容易ではない。
5. 大震災、大規模火災、特殊災害に対応するには現状の消防力では困難である 大震災、大規模、テロ、NBC災害等極めて特殊な災害に対応する人材の確保、特殊装備の整備など限界があり、各種災害の事象に応じた部隊編成など、単独消防での整備には相当無理が生じる。
6. 一般的な救急事象において、三次対応までは、要請から概ね7分以内に救急隊が到着。適切な処置を施し、迅速に医療機関に搬送しているのが現状である。都へ委託の場合、管内の救急車が出払っている時は、近隣市並びに近隣市を超越した消防署からの出動もあり得る。このため、救急隊到着までに相当な時間を要することが予想され、迅速な対応が危惧される。

【おわりに】

昭和52年3月7日に、当時の消防委員会は、自治体単独消防の存続との答申を出した。

しかし、市当局の基本姿勢が確立されぬまま、現在に至るまでの28年間、この問題は内在していた。

この間、消防体制の限界までの縮小に対し、消防職員の創意工夫と努力により、乗り切ってきたことも、事実である。

また、今回の審議でも、消防施設や無線のデジタル化等々、数千万円単位で推移する経費の負担問題は、東久留米市が委託の意志を確定しないと東京都と調整できない問題に直面し、具体的数値の比較検討が行えなかった。

さらに、財政危機宣言のおり、消防費基準財政需要額相当分の都への委託金問題等々、市総体としての財源措置の捻出方途など、財政当局から明示されない状況もあり、最終判断に当たっては非常に悩み・苦しむと同時に諮問・建議機関であるこの消防委員会での審議の限界があることも、敢えて付記したい。

以上

【参考資料】

『消防行政の概要』90頁より転載
東京消防庁・平成16年8月発行

受託市町村消防力等の状況

受託年月日	受託市町村	受託時の消防力							
		署所	職員	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	
昭和35年4月1日	立川市 昭島市 国立市 小平市 国分寺市 小金井市 三鷹市 田無市*3 武蔵野市 保谷市*3 調布市 府中市 日野市 町田市 八王子市 青梅市	16市	31	666	43	—	—	7	—
昭和45年4月1日	東村山市	1市	1	65	3	—	—	1	—
昭和48年4月1日	福生市 羽村町*1 瑞穂町	1市 2町	3	99	4	1	—	1	—
昭和49年4月1日	狛江市 東大和市 武蔵村山市 清瀬市 秋川市*2 日の出町 五日市町*2 検原村 奥多摩町	5市 3町 1村	10	413	14	2	2	6	—
昭和50年8月1日	多摩市	1市	1	100	3	1	1	2	—
平成7年9月1日	あきる野市*2	1市							
平成13年1月21日	西東京市*3	1市							
計	24市 3町 1村		46	1,343	67	4	3	17	—
増強数			31	2,779	60	7	19	44	5
現有数 (H16. 4. 1現在)			77	4,122	127	11	22	61	5
第八方面消防救助機動部隊			1	63	2	1	—	—	1

注1 二輪車を除く。

注2 署所数現有数には、消防救助機動部隊・航空隊を含む。

*1 羽村町は、平成3年11月1日に市政施行。

*2 平成7年9月1日、秋川市、五日市町が合併し、あきる野市となった。

*3 平成13年1月21日、田無市、保谷市が合併し、西東京市となった。

審 議 経 過

回	開催日	審 議 内 容
第一回	平成 16 年 5 月 24 日	1 諮問書の伝達 諮問事項「東久留米市常備消防に関する事務を東京都に委託 することの是非及びそれに伴う諸課題について」 2 議案第 1 号 東久留米市消防団第 6・第 8 分団消防ポンプ自 動車の購入について
第二回	平成 16 年 7 月 20 日	1 諮問書添付資料に関する説明 2 消防体制の課題の認識と実現方策及び東京都への事務委託市 の状況について説明 3 諮問事項討議
第三回	平成 16 年 8 月 16 日	1 議案第 2 号 東久留米市火災予防条例の一部を改正する条例 (案) について 2 議案第 3 号 一般会計消防費 9 月補正予算(案)について 3 諮問事項討議
第四回	平成 16 年 10 月 25 日	1 議案第 4 号 平成 15 年度一般会計消防費決算書(案)について 2 諮問事項討議
第五回	平成 16 年 11 月 24 日	1 諮問事項討議
第六回	平成 17 年 1 月 27 日	1 委嘱状の交付 2 委員長職務代理の選出 3 諮問事項討議 4 行政視察候補地について
第七回	平成 17 年 2 月 14 日	1 稲城市消防本部及び国分寺市役所行政視察 2 議案第 5 号 平成 17 年度一般会計消防費予算(案)について 3 諮問事項討議
第八回	平成 17 年 3 月 24 日	1 諮問事項討議
第九回	平成 17 年 4 月 11 日	1 諮問事項討議
第十回	平成 17 年 4 月 26 日	1 諮問事項討議
第十一回	平成 17 年 5 月 9 日	1 諮問事項討議 2 起草委員会について
起草委員会	平成 17 年 5 月 16 日	1 起草委員会 答申書原案の検討
第十二回	平成 17 年 5 月 23 日	1 答申書原案について討議

東久留米市消防委員会 名簿

役職	氏名	区分	就・退任年月日
委員長	桜木善生	市議会議員	平成15年5月21日就任
委員	篠宮正明	市議会議員	平成15年5月21日就任
委員	仲隆広	市議会議員	平成15年5月21日就任
委員	白石玲子	市議会議員	平成15年5月21日就任
委員 (職務代理)	貫井弘	学識経験者	平成9年1月1日就任
委員	篠宮貞樹	学識経験者	平成17年1月1日就任
委員	中野一之	学識経験者	平成17年1月1日就任
委員	貫井健一	消防団長	平成16年4月1日就任
委員	投埜博樹	消防長	平成15年4月1日就任
委員 (職務代理)	石塚芳夫	学識経験者	平成16年12月31日退任
委員	高橋春男	学識経験者	平成16年12月31日退任



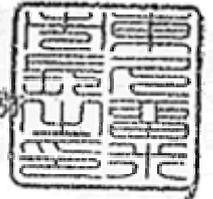
16東久消本総発第14号

平成16年5月20日

東久留米市消防委員会

委員長 桜木 善生 殿

東久留米市長 野崎 重男



諮 問 書

東久留米市消防委員会条例第2条第1号の規定に基づき、下記により貴委員会の意見を承りたく、資料を添えて諮問します。

記

- 1 諮問事項 東久留米市常備消防に関する事務を東京都に委託することの是非及びそれに伴う諸課題について
- 2 答申期限 平成17年5月末日を目途とする
- 3 添付資料 (1)「東久留米市消防体制のあり方について」報告書(平成15年2月・東久留米市消防体制検討委員会)
(2)「新時代にふさわしい常備消防体制のあり方研究会」最終報告(平成14年12月・総務省消防庁)
(3)東久留米市からの質問に対する回答について(平成15年8月・東京都総務局総合防災部)
- 4 諮問理由
常備消防に対する市民の信頼と期待に応えるため、将来展望に立った東久留米市の常備消防体制のあり方を定める必要がある。

諮 問 理 由 説 明 書

東久留米市第3次長期総合計画（平成13年—平成22年）では、消防力の強化の項で、常備消防力の整備と消防団の強化を挙げるとともに、常備消防について「将来展望に立った消防体制のあり方を検討する」としている。

これを受け、平成13年5月に庁内に東久留米市消防体制検討委員会を設け、平成15年2月に検討結果の報告書を受けた。この中では「現下の諸情勢を踏まえて客観的に見れば『東京都への事務委託』が適当と判断する」とされている。

一方、総務省消防庁における「新時代にふさわしい常備消防体制のあり方研究会」報告書（平成14年12月）では、小規模な消防本部が抱える要員、施設・設備、財政の課題を踏まえ、①消防の充実強化に向けて、消防本部の広域編成や消防と防災の連携方策の検討、②通常の消防防災事務を充実強化に向けて、他の主体に対して事務執行を委任、又は協力を求める等による柔軟で効率的な対応の必要性、③大規模・特殊災害発生時においては単一消防本部での対応、通常の相互応援協定のみでは対応に限界があること、などが指摘されている。

言うまでもなく、常備消防は、一朝有事の際、市民に適切な消防サービスが提供でき、市民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるという市民の期待と信頼に応えられる組織、施設・装備を有していなければならない。しかし、現在の東久留米市消防本部が抱える課題は、東京消防庁との連携を図るための情報通信システムの更新、道路が整備された今日における前沢出張所の存置の要否、前沢及び新川両出張所の建物の著しい老朽化、要員の高齢化に伴う装備の改善、適切な災害対応するための要員不足など多岐にわたっている。しかるに、東久留米市の現在の財政状況では、残念ながら、こうした課題を解決し、常備消防の充実・強化を図ることは極めて困難と言わざるを得ない。

なお、昨年8月、東久留米市から東京都に対し事務委託を行う際の課題について事務レベルで照会した。その回答は添付資料のとおりであり、事務委託に当たっての課題への一定の答となっている。しかし、個々具体的問題、たとえば委託に当たっての施設、装備の補填など資金投入が必要と考えられる課題についての詳細な回答は得られていない。これらは、東久留米市が委託の意思表示をして初めて調査し、回答し得るものと説明されている。

以上のような諸情勢に立脚して、常備消防に対する市民の信頼と期待に応えるため、将来展望に立った東久留米市の常備消防体制のあり方を定める必要があると考え、貴委員会の意見を求めるものである。